

授業料免除基準

1. 免除対象者（申請者）

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
 - (2) 授業料の納期前6月以内（新入学者は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け授業料の納付が困難と認められる場合
 - (3) (1)又は(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める理由がある場合
 - (4) 日本学生支援機構が実施する給付型奨学金の対象者（2019年度以前入学者のみ）
- （注）原級にとどまっている者、修業年限を超えた者は授業料の免除はしません。

2. 選考方法及び免除の種類

- (1) 授業料免除の選考は、富山大学教育・学生支援機構学生支援センターにおいて、富山大学授業料免除者選考基準に基づき、学力基準と家計基準のいずれにも該当する者（免除対象者）から選考し、免除の可否を通知します。
- (2) 免除許可者は、納付すべき授業料年額半期分の全額又は一部を免除します。

3. 選考基準の概略

(1) 学力基準

平均値と標準修得単位数（以下のURLを参照）がともに基準に該当すること。

<https://www.u-toyama.ac.jp/wp/wp-content/uploads/credit.pdf>

区分	評定値
学部	平均値 2.1
修士・博士前期・専門職学位	平均値 2.4
博士・博士後期課程	平均値 2.4

※計算式（小数第二位で切捨）

（秀単位数×4 + 優単位数×3 + 良単位数×2 + 可単位数×1） / 総修得単位数

(2) 家計基準

【日本人学生】

最新の所得課税証明書の「市町村民税所得割額」に基づいて選考します。

申請者の生計維持者（原則として父母両方）の市町村民税所得割額の合計額が、以下の基準に該当するか判定します。

（政令指定都市は税源移譲前の税率を使用）

免除基準	父母の所得割額の合計
全額免除	0円 ～ 51,300円未満
半額免除	51,300円 ～ 154,500円未満
不許可	154,500円以上

【2019年度以前入学学部生・私費外国人留学生】

家族全員（兄弟姉妹のうち就学している者は除く）の一年間の総所得をもとに、次の計算方式により家計評価額を算定し、その金額が0円を超えないこと。

$$(A \text{ 収入金額} - B \text{ 必要経費}) - C \text{ 特別控除額} - D \text{ 収入基準額} \leq 0$$

※特別控除額および収入基準額については別に定めていますので、本学ウェブサイトの表を確認してください。